

# 付帯情報の取得条件について

ver.1

# 自動車運転マーク

情報取得のキーとなる文言: 「自動車」「機械」「操縦」

## (1) 自動車運転注意の場合

下記のような記載がある場合「自動車運転注意」とする

掲載項目: 重要な基本的注意、その他の注意

(掲載例)

- ・自動車の運転等危険を伴う機械を操作する際には注意させること
- ・自動車の運転等に従事している患者に投与するときには注意すること
- ・自動車の運転等、危険を伴う機械の操作に従事する際には注意するよう患者に十分に説明すること
- ・自動車の運転等、危険を伴う機械の作業に注意させること
- ・自動車の運転等、危険を伴う機械を操作する際には注意させること
- ・自動車の運転や機械の操作には注意すること

# 自動車運転マーク

掲載項目：使用上の注意

（掲載例）

低血糖を起こすと事故につながるおそれがある患者（高所作業、自動車の運転等の作業に従事している患者等）

# 自動車運転マーク

## (2) 自動車運転禁止の場合

下記のような記載がある場合「**自動車運転禁止**」とする

掲載項目: 重要な基本的注意

(掲載例)

- ・自動車の運転等危険を伴う機械の操作には従事させないよう十分注意すること
- ・自動車の運転等危険を伴う機械の操作に従事させないよう注意させること
- ・自動車の運転等危険を伴う機械の操作に従事させないよう注意すること
- ・自動車の運転など危険を伴う機械の操作に従事させないよう注意すること
- ・自動車の運転等の危険を伴う機械の操作には従事させないよう十分に注意する

# 自動車運転マーク

掲載項目：警告

(掲載例)

- ・自動車の運転、機械の操作、高所作業等危険を伴う作業に従事させないように注意すること
- ・自動車の運転等危険を伴う機械の操作には従事させないように十分注意すること

## (3) 該当なしの場合

(1),(2)のような記載がない場合は「該当なし」とする

## ハイリスク薬マーク

情報取得元:厚生労働省保険局が運用している「診療報酬情報提供サービス」

(<http://www.iryohoken.go.jp/shinryohoshu/>)

「特定薬剤管理指導加算等の算定対象となる薬剤一覧」を元に、

**特定薬剤管理指導加算及び薬剤管理指導料「1」の算定対象となる薬剤** =ハイリスク薬とする

## 「定期的に検査が必要」な薬剤マーク

情報取得のキーとなる文言：「定期的」「検査」「測定」「確認」

掲載項目：警告

(1) 警告に「定期的」という言葉と「検査」「測定」「確認」という言葉が同時に使われている場合に「1」とする

(判定例)

「定期的」and(「検査」or「測定」or「確認」)の場合

(2) 「検査」「測定」「確認」という言葉が存在する場合は「2」とする

(判定例)

「定期的」という言葉が「週一回に」等、定期的な範囲を表す言葉が存在する場合は人手で判定

## 「定期的に検査が必要」な薬剤マーク

(取得例)

商品名: ジャドニュ顆粒分包90mg

警告: 投与中は**定期的**に血清トランスアミナーゼや血清クレアチニン等の血液**検査**を行うこと

上記から「1」と判定する